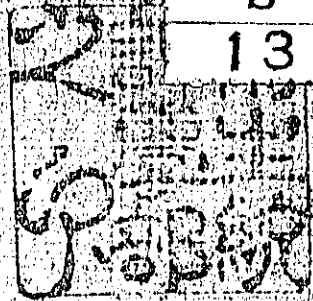


S
B
13



自由労働者に関する調査



東京市社会局

国立保健医療科学院蔵書

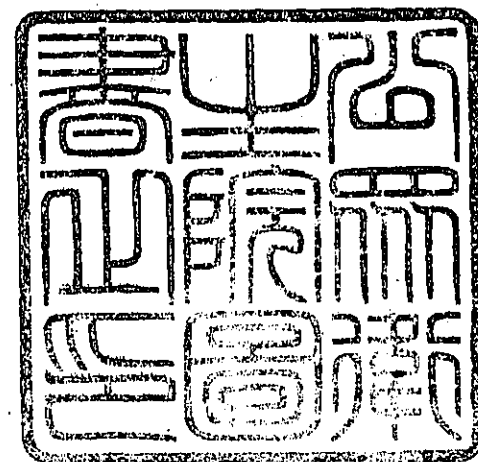


10012128

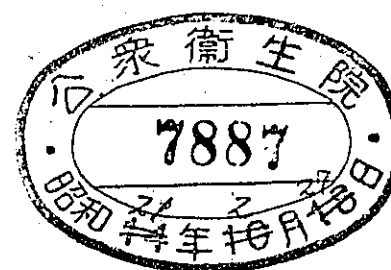
S
B
13

7887

S
B
/3



昭和17年10月27日
川上理一先生
寄贈
厚生省研究所



凡 例

一、本書は當局勞働保護事業施設の參考資料として調査したる、「自由勞働者に關する調査」を謄寫に代へて印刷に附したるものである。

二、都市生活に最も直接關係のある都市の自由勞働者に關する調査研究は、從來一、二の事例を有するのみなるを以て、本書を以て概觀的の基礎調査となすものであるが、尙細目に亘つて盡さざるの點あり、夫は後日の研究調査を俟つものである。

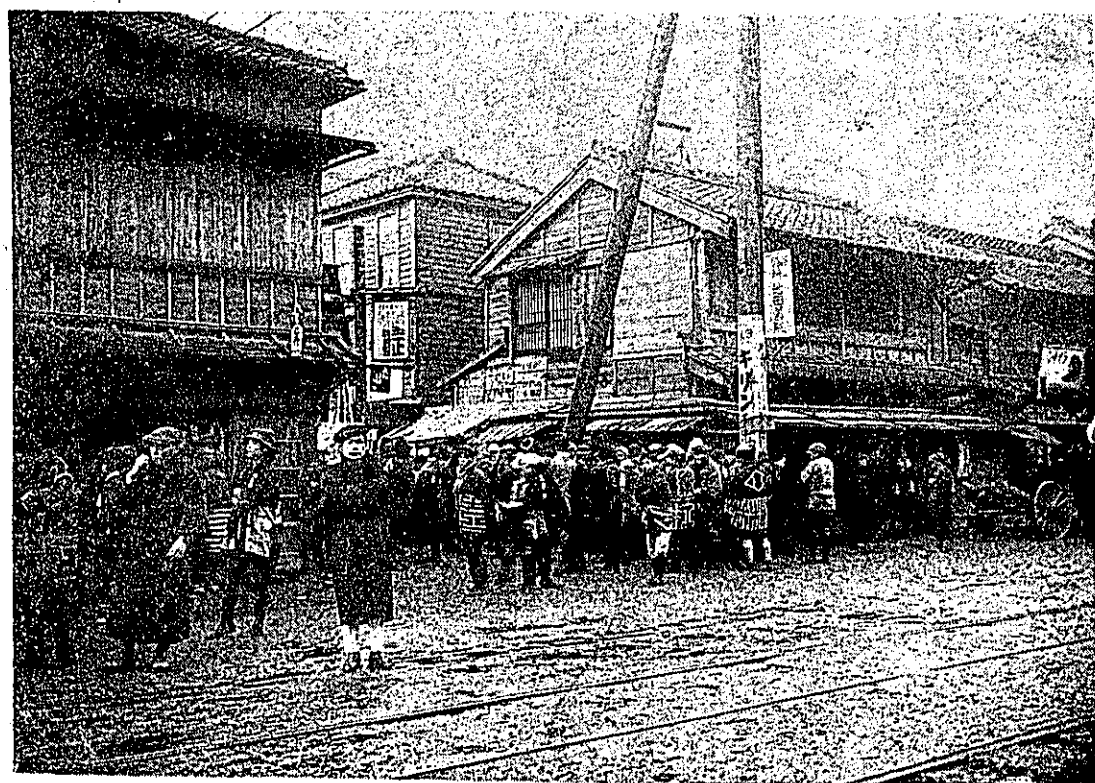
三、此の調査に當つて幾多の材料を提供された人々、及實際調査に當つて援助を願つた臨時調査員の御好意を謝するものである。

大正十二年三月

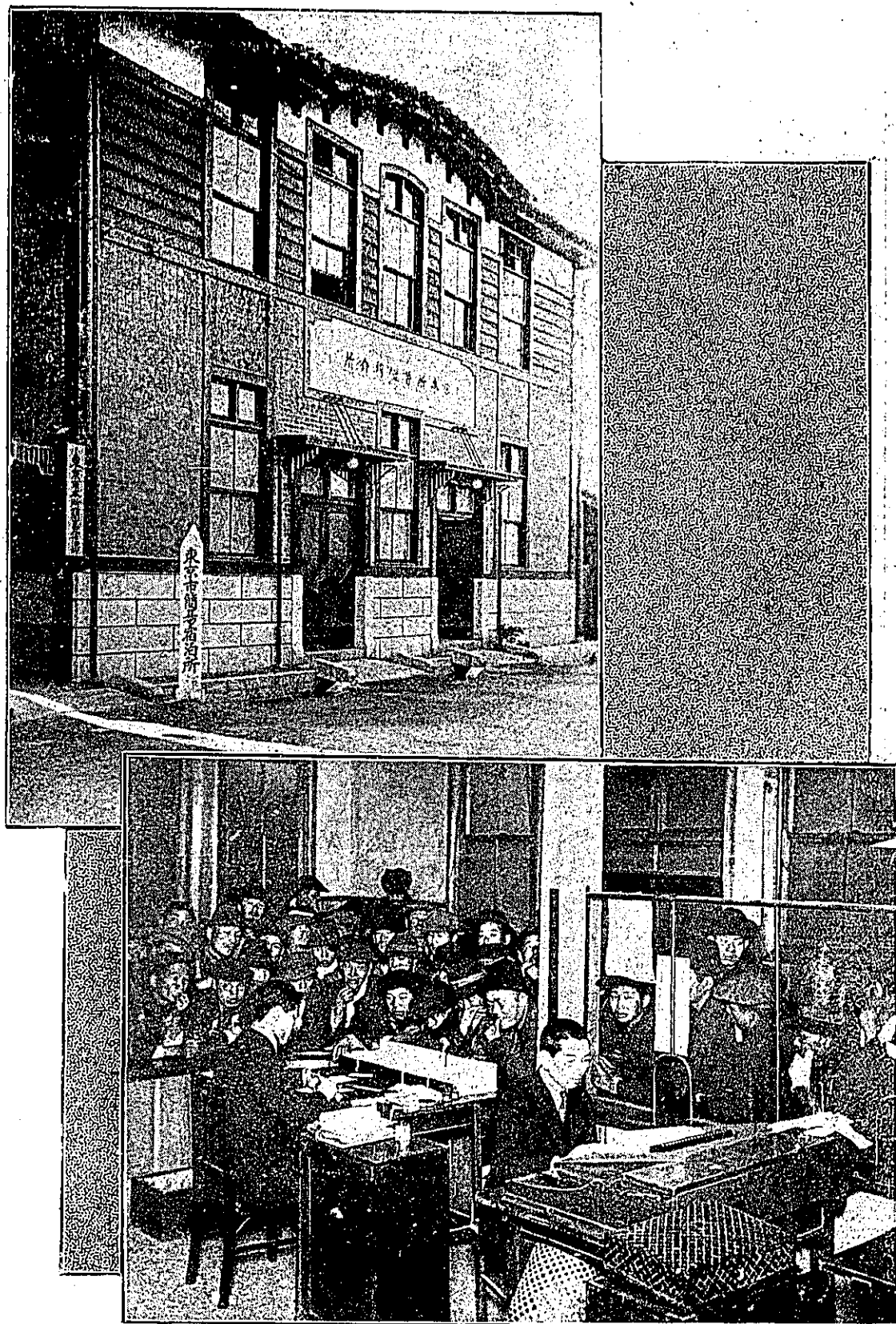
東京市社會局



(一ノ其) 場市働勞町川富區川深



(二ノ其) 場市働勞町川富區川深



(下) 部内 (上) 部外、所介紹働勞所本市京東

自由労働者に關する調査

目次

序言

一頁

第一編 總説

三二五

第二章 自由労働者の意義及範圍

三

一、自由労働者の意義

二、調査の範圍

第二章 自由労働者の史的概観

六

一、王朝時代

二、徳川舊幕時代

第三章 各方面に於ける自由労働者

二八

一、各地方に於ける各種建築土木労働者

- 二、農業日傭労働者
- 三、養蠶日傭労働者
- 四、都市に於ける自由労働者

第二編 労働状態及需給組織

第一章 自由労働者の種類

- 一、雇傭関係別の種類
- 二、技術的方面の種類
- 三、労働業態別の種類

第二章 労働条件

- 一、自由労働者の賃銀
- 二、賃銀制度
- 三、勤務時間

第三章 分布状態

- 一、宿所種別
- 二、宿所分布状態
- 三、分布概数

第四章 自由労働現場

- 一、土木建築現場
- 二、荷造運搬現場
- 三、衛生掃除現場
- 四、其他

第五章 自由労働市場

- 一、概況
- 二、木賃宿部落に於ける労働市場
- 三、公益労働紹介所及労働合宿所
- 四、人夫請負業者

二六—二九

二六

二六

二九

三〇

三〇

五、勞働現場附近の勞働市場

六、勞力需給機關の組織

七、勞力供給契約

第六章 勞力需給狀態

一、需給變動の原因及狀態

二、失業狀態

三、地方との勞力需給關係

第三編 生活狀態概況

第一章 日常生活

一、生計狀態概況

二、居住狀態

三、飲食物(勞働者向飲食店に依る)

四、身體狀況

五、其他身上に關する事項
六、一日生活狀態

第二章 精神生活

一、教育狀態

二、嗜好趣味娛樂

三、信仰

四、不平事項

五、自由勞働者となりし事由

六、希望條項

以上

圖表目次

一、表

第一表	自由労働者労働業別表
第二表	自由労働者賃銀表
第三表	木賃宿敷及宿泊者数
第四表	公私労働合宿所収容定員数表
第五表	市内人夫部屋宿泊者分布概数表
第六表	一般細民區域に於ける自由労働者数
第七表	浮浪者職業別表
第八表	市内自由労働者居住分布概数表
第九表	東京市内の日傭業者(労働者)居住分布概数表
第十表	自由労働者概数表
第十一表	東京市内外勞力供給機關分布表
第十二表	富川町木賃宿々泊者各月末日現在数表
第十三表	全國日傭労働紹介大正十一年九月中旬々報
第十四表	全國日傭労働紹介大正十一年五月分

第十五表	自由労働者一ヶ月間従業平均日数
第十六表	宿泊料表
第十七表	區別に依る自由労働者向飲食店数表
第十八表	自由労働者向飲食店主要品目價格概況表
第十九表	主要食品價格別に依る自由労働者向飲食店概数表
第二十表	自由労働者向飲食店の主食品以外の食品價格表
第二十一表	飲食店に於ける自由労働者一人一日の消費金額概算表
第二十二表	三食消費金額別に依る自由労働者向飲食店数
第二十三表	一人一日消費金額に依る各區自由労働者向飲食店数表
第二十四表	年令別に依る自由労働者の罹病者及病弱者實數表
第二十五表	年令別に依る自由労働者の不具廢疾者實數表
第二十六表	勞務上傷害統計表
第二十七表	性別に依る自由労働者の年令別表
第二十八表	自由労働者年令配偶關係別表
第二十九表	自由労働者起床始業終業就床時間表
第三十表	年令別に依る自由労働者の教育程度別表
第三十一表	嗜好物種別數表

第三十三表	趣味娛樂種別數表
第三十三表	自由労働者の趣味嗜好及娛樂物表
第三十四表	年令別に依る自由労働者の信仰對象
第三十五表	年令別に依る不平事
第三十六表	自由労働者出生地府縣別表
第三十七表	自由労働者の前職業別表
第三十八表	自由労働従事原因別表
第三十九表	年令別より見たる將來の希望條項
第四十表	將來の希望條項細別表

二、圖

第一圖	深川區富川町労働市場地圖
第二圖	勞力需給組織圖
第三圖	富川町木賃宿々泊者各月末日現在數圖表
第四圖	本所労働紹介所勞力需給關係圖表
一、口繪	自由労働市場の寫眞(四葉)
二、附錄	東京市労働者居住區域圖
	東京市内外自由労働勞力供給機關表

自由労働者に関する調査

序 言

一、調査目的

當局労働保護事業の一としての労働紹介事業に基礎資料を提供し、兼て此方面の纏つた調査研究の僅少なるに對し、參考資料となさむが爲である。

二、調査方法

材料蒐集——に就ては、直接調査と間接調査の二方法を以つてし、前者に於ては若干の調査員に調査を依頼し、後者に於ては調査主任の直接體驗より得たる知識其他種々の間接材料を蒐集せるものである。

調査員——直接調査をなす場合には、調査の對象が極めて特殊の問題なるに就き、自由労働者方面に適當なる調査員を拾名餘選出し、局員其他の有志の援助を以つて直接調査をなしたのである。

調査期間——直接調査は大正十二年三月中一ヶ月間に亘りて之をなし、間接調査による材料蒐集は隨時に之をなしたのである。

調査範圍——は東京市内に限り、其他の方面に就て二三の材料を得たものである。

二、直接調査項目

- A、自由労働現場に關する事項
- B、自由労働市場に關する事項
- C、自由労働者向飲食店に關する事項
- D、自由労働者個人別に就ての事項

右四項目に就て調査員が調査票を持つて、現場を訪問觀察して、調査票に記入したのであるが、労働現場及労働市場に關しては、統計的材料を蒐集する事は至難であつて、よい結果が得られなかつたのは遺憾であるが、飲食店に就ては相當の材料を得、個人別調査に就ては、宿泊所、労働現場其他に於て自由労働者を見付け次第、訪問して調査票に記入したのであつて、丁度千三百名の自由労働者個人々々に關する調査をなし、統計的材料をも得る事が出来たのである。

四、整理統計

直接調査材料の蒐集統計は大正十一年四月以降九月迄に終り、夫れより以後十一月迄に間接材料の整理解説をなし、直接材料の足らざる處を補足したものである。

第一編 總 說

第一章 自由労働者の意義及調査範圍

一、自由労働者の意義

自由労働者の意義は本質的には非常に高遠であり、事實問題としては複雑多岐に互るけれども、今、東京市内及附近に於ける自由労働者に就て、強ひて定義らしきものを擧げて見るに、

- 一、雇傭關係の常に變動する労働者。
- 二、労働業態及労働現場の一定せざる労働者。
- 三、屋外に働く一般不熟練労働者。

等の何れかの條件を供ふる労働者、若くは夫に類似の仕事をする労働者を、極めて概括的に自由労働者と認める事とする。

第一、に工場労働者、家内工業労働者、交通労働者、水上労働者等が、主として定傭労働者であつて、雇傭主が一定して居るのに對して、自由労働者は所謂職人から日傭雜役に至るまで、臨時に雇傭關係が成立し、毎日乃至隨時其關係は變動する、尤も一定の親方に隸屬する職人や部屋人夫、官公省其他の定傭夫などは例外であるが、之とても他の労働者に比して極めて轉業性の多い者である、一般に日傭人夫、雜役夫等は雇傭主

との間に、一定の條件を以て雇傭契約が成立するのではなくて、臨時に又は日毎に、所謂人夫請負業者と労働者との間に、口頭上の雇傭關係が成立するのみで以て、勞力需要者の爲に労働する、故に雇主と被雇労働者との雙方に於て、労働條件其他が意に滿たなければ隨時に或は日毎に、甚しきに至つては作業中にも、突然前の口頭上の契約を破棄して、現場を去つてしまふ、此の如きは所謂自由労働の意義を最もよく現して居るものである。

第二、に定傭労働者にしても、労働業態や労働現場が常に變動する者がある、官公署、會社商店等に於ける定傭雜役人夫の如きは概ねそれである、交通労働者や水上労働者の如きは労働現場が一定の範圍内に於ては變動するけれども、無限に又は不規則に變動する者ではない。

第三、に自由労働者は一般に屋外に働く所謂不熟練労働者である、工場雜役の一部の者などは必ずしも屋外労働ではないし、又交通労働者や水上労働者は、屋外に労働する者も尠くはないが、之等は皆熟練労働者であるに對し、自由労働者は不熟練労働者である。土工、大工、石工、仲仕の如き所謂職人などには、筋肉手練の上に於て、相當な技能を有する者はあるが、主として屋外労働であり *Raw materials* を取り扱ふ手足労働である、一般雜役になるとすべて屋外に於て下級卑近な労働に従事する者である。

要之、雇傭關係、労働業態、労働現場が一定せず、主として屋外に於て手足を以てする労働者を、概括的に自由労働者と認める事が出来るであらう。

二、調査の範圍

更に範圍の上から見て自由労働者なるものは種々雜多であるが、今回の調査研究になるものは、大都市特に東京市及附近に於ける自由労働者に限定し、更に參考材料として他の大都市並に各地方の自由労働者よりの材料を附加したものである。

東京市附近に於て自由労働者と認むべきものは、前章説明の如くであるが、通常一般に所謂日傭労働者、手傭人夫又は屋外労働者、不熟練労働者等の全部又は一部を總括した名稱と見るべきであつて、大體に於て其全部に當つて居る心算である。

第二章 自由労働者の史的概観

一、王朝時代

自由労働者の起原を發生的に研究して見るに、今日の所謂自由労働者なるものは、徳川幕府時代に至る迄は無かつたと言ふて宜しい、しかしこれが前身とも云ふべき労働者は非常に多數であつた、否むしろ、今日の如き大規模の企業になかつた手工業時代には、労働者の多くは手工業の職人、船舶労働者、農業労働者以外には、土木其他の労働に従ふ屋外労働者、不熟練労働者、即職人、人足、日傭の類が最も多くの數を占めて居たのである、故に日本の労働史の大部分は、農業労働者から然らずんば日傭労働者の歴史を以て充満され、そして亦その兩者は極めて緊切な關係を有して居たのである。

王朝時代に於ては中央集權は不完全ではあつたがとにかく行はれて、すべての政治經濟的文化的發達を見るに至つたが、すべて中央都市に於ける文化的施設其他をなす場合には、やはり經濟的の集中を必要とし、それが爲に大化の革新、大寶律令などの制定があつて、租庸調の税制も施設されたのであるが、其中勞力需要の場合には其供給方法として傭役、丁役の名の下に相當の苦心を以て行はれた。

例せば仁徳天皇の御物語の如きはその一例で、特に聖德太子は其の御制定の憲法十七條中其の第十六條に、十二年四月戊辰、皇太子親臨作憲法十七條(中略)十六日、使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服、(以下略)(日本書記二十二、推古天皇)

とあるが如きは、農業の繁閑期によつて傭役を徴し、即ち季節的勞力需給の關係を憂慮せられ、兼ねて失業問題其他にも推し及ぼされたものだ、と推察せらるゝのである。

勞力の種類は農業労働者、船舶労働者、手工業労働者等以外に於ける今日の所謂自由労働者に近いものとしては、

一、傭役夫

二、丁役夫

三、雜徭夫

四、其他

に大別するを得べく、傭役夫は官衙朝廷に於ける勞役を意味したのであるが、次第に其代りとして繼められた品物を「庸」と呼ぶに至つた、即ち

大化二年正月甲子朔、宣改新之詔(中略)、其四曰(中略)凡仕丁者、改舊每三十戸一人(以一人充廩也)而每五十戸一人(以一人充廩也)以充諸司、以五十戸充仕丁一人之糧、二戸庸布一丈二尺、庸米五斗。(日本書記二十五、孝德天皇)

とあるが如く、一戸から庸布一丈二尺と庸米五斗とを、徴集して役勞にかへたのである、そしてこの庸は主として官廷にて勞働する役夫に、賃銀報酬として與へられたのであるが、其の役夫が第二の丁役である。

丁役とは官衙官廷に於ける常務、若くは臨時の雜役に使役する丁夫を云ふのであつて、仕丁(廩丁)、直丁

(驅使丁)匠丁(飛彈匠)女丁等の種類があり、夫々京師に於ける勞役に服するのであるが、先づ丁匠として役に京師に赴く場合には、郷國に於て登録し、京師の太政官に送り、太政官が其勞力を配分するのである。第三に雜徭とは諸國に於ける土木事業、建築事業等に使役するものであつて若干の日數を限つて勞働をする、これには正丁、次丁、中男、の類がある。

正丁 六十日間 (三十日間)
次丁 三十日間 (二十日間)
中男 十五日間 (十日間)

時代により勞役期間は變化し、次第に庶民の勞苦を慮つて減少した傾向がある。即ち續日本記に據れば孝謙帝の時、日數を半減して三十日間、二十日間、十日間と定むるに至つた。

其他官廳の勞役にあらずして藤原氏其他の權門の勞役に使用したものもある、萬葉集に於ける藤原家之役民作歌の如きは其風情を諷つたものであつて、其歌は、

八咫知之吾が大君、高光る日の皇子荒州の藤原が上に、をす國をめし給はむと、みあらかは高知らさむと、かたながらおもほすなへに、天地もよりてあれこそ、磐走る淡海の國の、衣手の田上山の、まさきく檜のつまでを、ものゝふの八十氏河に、玉藻なす浮べ流せれ、そを取るとさわく御民も、家忘れ身もたなしらず、鴨じもの水に浮き居て、吾が作る日の御門に、しらぬ國より巨勢道より、我國は常世にならむ、圖負へるあやしき龜も、新代登泉の河に持ち越せるま木のつまでを、百不知筏に作り上すらむいそ

はく見れば神隨ならし、(萬葉集)。

此の歌を見ると藤原宮の造營に要する勞働者は、巨勢道(紀伊國)其他のしらぬ國々(他國)より數多參集させられたものらしい。

要するに王朝時代並に藤原攝關時代に於ては土木、建築、運搬其他の勞力は、地方農民を一時雇傭して(然もそれはなるべく農閑期を利用して)、勞力需給調節を計つたものと見るべきである、榮華物語には法成寺御堂御造營の情景を描くにあたつて、

日々に多くの人々参りまか(ん)で立ちこむ、さるべき殿ばらをはじめ奉りて、宮々の御封御庄どもより、一日に五六百人千人の夫どもを奉るも、人の數おほかることをば、かしこきことに思したち、國々の守ども、地子官物はおそなはれども、只今はこの御堂の夫役、材木、檜皮瓦など、多く参らする事を、我もくんと競ひ仕うまつる、大方近きも遠きも参りこみて、品々方々あたりあたりにつかうまつる、或所を見れば、御佛つかうまつるとて、佛師ども百人ばかりなみゐて仕うまつる、同じくはこれこそめでたけれと見ゆ、御堂の上を見舉ぐれば、匠工ども二三百人のほり居て、大きな木どもには太き綱をつけて聲を合せてえさまさと引き上げさはく、御堂の内を見れば、佛の御堂づくりかがやかす、板敷を見れば、木賊梓葉などして、四五十人手ごとに、なみゐて磨き拭ふ、檜皮葺壁塗、瓦作なども、數をつくしたり、又年老いたる翁などの、三尺ばかりの石を心に任せて切りと、のふるものあり、池を掘るとて四五百人おりたち、山を疊むとて五六百人のほりたち、又大路の方を見れば、力車にえもいはぬ大木など

に綱をつけて叫びのゝしり引きもてのほろ、鴨河の方を見れば、筏といふものに構材木を入れて、棹さして、心地よけに誦ひのゝしりもてのほろめれ、大津むめつの心地するも、西は東といふ事はこれなりけりと見ゆ、磐石といふばかりの石を、はかなき筏にのせて率て來れど沈まずいろ／＼様々言ひつゝし、まねびやるべき方なし。

かくの如く王朝時代に於ては、朝廷を始めとして、攝關の權門、國司等夫々に勞力を必要とする場合には、或は官命を以て或は權力を以て或は財力を以て諸國の住民を集役し、勞銀手當衣食住のすべてを給し、尙傷害疾病の場合にも相當な設備を施して居たものゝ如くである、しかし負役過重であつたり、長年月に亘る場合には四民疲弊し街路に惡聲を放つに至る事も多かりしが如くである。

下つて武家時代になつては鎌倉時代にては、所謂普請奉行なる臨時職制の定めらるゝものあり、室町幕府時代には作事奉行、普請奉行などの定制がしかれる様になり、國家的の土木事業に關し勞力を要する場合には、諸國大名、地頭等に據つて各地の勞力を集役したのであつた、戰國時代に入つては其實況を委細に知るの餘裕を有しないのであるが、恐らくは兵馬倥傯の間、武器糧食其他の運輸事務に就き、勞力を如何に使用するかに關しては、群雄諸將の戰略の重なるものとして、苦心をなしたものであらう、又織田豐臣時代から發達した築城工事や、戰國兵馬の運輸事業に關聯して、異常に發達した道路開拓、都市經營などに費した勞力需給の關係も興味多いものであらう。

一、徳川舊幕時代

徳川時代に入つては主として江戸を中心としての状況を觀察したのであるが、江戸城を中心として勞力の需給關係は、幕府が諸侯の懷柔政策として苦心したものであつて、諸侯に對して勞力供給を分擔せしめたのであるが、江戸の都市發展が高調に達し、都市の人口數も多くなると共に勞力も豊富となる一方、都市の資本主義組織が發達すると云ふ様な關係から、次第に勞力需給機關も専門化し、日傭座、日傭宿、口入宿等公私設の機關がとゞのふ様になつて今日に至つたのである。

徳川幕府初期に於ける勞力需給の概況を見るに、土木建築事業としては先づ江戸城開府に連れて、都市新經營の大事業として、大寺院の移轉新改築、町區の整理、諸大名の江戸屋敷建築、更に江戸城の修築等、常に間斷なく土木事業が行はれた、之れを町普請又は江戸普請と唱へて、盛に諸大名をして勞力供給の分擔事業をなさしめた、主として石高、千石に就て一人宛の役夫を出さしめたが、之れを千石夫と稱しその徵集は盛なものであつた。

一、二月十二日(慶長八年)「此頃諸國ヨリ江戸へ千石に壹人宛、役之者下り、町中に國名書付、町場請取普請爲之。(慶長見聞錄案紙)。

一、同年(慶長八年)千石夫相當、奉行桑折小左衛門、江井八右衛門、云々(奥相舊記)(東京市史稿市街に依る)。

篇とあるが如きは之である、之に關して「藤堂家御普請出人四ツ割覺」なるものを見ると、寛永十二年の江戸城修築に際しては藤堂家で受持つた勞力延數は、

一、組	合	五四八人四分	一二〇人	計	六六八人四分
一、組	合	六〇九人五分	五四人	計	六六三人五分
一、組	合	四九五二分	八一人	計	五七六二分
一、組	合	四八六二分	九一人	計	五七七八二分
一、組	合	四四〇人	三六五人	計	八〇五人
其他				計	一、五一四人七分
總計					四、八〇五人分

(藤堂氏記録抜抄に依る)

云ふ風である、以て一般を推す事が出来る。

土木に密接な關係あるものとして最も勞力を要したのは、築城などに要する石材運搬事業であつて、石材は之を伊豆地方に採り、盛に舟運を利用したものらしい。

同(慶長十一年、二二六六年)正月江戸ノ普請衆トシテ自身下、二月上旬ニ各江戸着、扱主ハ何レモ令在江戸、人數ハ爲石運送ニ伊豆國ニ有レ之、石積船以上三千艘有レ之、一艘ニ百人持之石二ツ宛入ル一ヶ月ニ兩度江戸ヘ有レ往還ニ(當代記)

尙石垣礎石を築造修繕する事などにも、最も多くの勞力と苦心とを費したものだと思はれる、そしてこの勞働者も受持諸大名より人夫を供給し、競争的に工事を受負はしめたものと見得る。

諸侯の參觀交代に於ては、勿論沿道諸國の農民勞働者には、諸國武士の江戸出入によつて荷物運輸に關する勞力も可成であつたらうが、江戸に於ける都市勞働とは多少趣を異にする、日常商品其他の物資の運搬荷造等は、大抵其商店の家内使用人乃至は出入の勞働者が御用聞きをしたものであらう。

要するに經濟上の封建制度が、未だ嚴然として存在して居た當時に於ては、勞力需給に關する組織もすべてその封建國家主義的であつて、中央政府の命令一下するや止むを得ずして諸國の諸大名もそれに應じ、果ては幕府に對する利害の打算乃至は各自の競争等よりして、進んで之が任に當る者も生じたと推すべきである。然しこの勞力の中央集權には様々な弊害があつた、特に長年月に亘る勞役は役民をして疲勞せしめ農村勞力の減退を誘致するに至つた。

駿河江戸御普請、今ニ事繁、下々之者、及晩眠不覺、甚致疲勞二候。(慶長見聞錄案紙)

とあるが如きは之である、更に一度幕令を以て集められた地方農村の勞働者は、一面、都市生活の簡便快適なるに慣れ、故郷農村に於ける陰慘な生活を厭ふて江戸に残住し、浮浪遊民の徒と化する者が出て來る様になつた、幕府は元祿十二年己卯八月には、此等の傭夫に對し歸農を獎勵する方法を執るに至つた、即ち

江戸市街ニ令示シテ曰ク、各處ノ建築已ニ竣成セシヲ以テ、従前雇役セル衆多ノ傭夫ハ、目下一同ニ其

ノ郷里ニ歸住スル能ハズシテ、往々流寓スル者アルヲ聞ク、此等ノ輩ハ速ニ之ヲ申告スベシ、乃チ漸次ニ歸郷セシメントス、然リ而シテ實ニ資力無クシテ歸郷スル能ハザル者ハ、郷里ノ公領地ニ係ラバ領主地頭ニ押付ス可シ、或ハ事障アルヲ以テ、其ノ代官及ビ領主地頭ニ押付シ難キ者ハ、姑ク從來居住セル市街ニ徧籍セシム可シ、而シテ市街ニ此等ノ徒ヲ隱匿シテ申告セザル者アラバ夫レ必ズ處罰セン。

(日本經濟叢書徳川理財會要に依る)

とある、以て如何に幕府當局が此等の建築土木に要した労働者の始末に苦心したか判る、然しながら其後寛政年間には於て數度に亘つて同様の布令を出した所を見ると、幕府の政策も大した事績を擧ぐる事が出来ず、農村疲弊、都市集中の形勢は益々増進するばかりであつたと推し得らるゝのである。

かくして徳川幕府中世に及び、江戸大都市の構劃も次第に於て整理せられると共に、中央都市の發展が高調に達するや精神文化生活、經濟文化生活の中心地となり、地方の勞力も一時的集散状態から、定住的の市民となるに及んで、勞力の需給に關しても大抵の場合、都市に於て調節する事が出来る様になつて來た、即ち資本主義制度の發達と併行して、其の必然的產物として勞力需給の専門的機關が生ずるに至つた、日傭座の組織及其の夥長の任命の如きは夫れである。

日傭座の起原としては承應二年九月二十九日の布令に、日傭夫は必ず夥長の鑑札を腰間に帶持すべき事を規定したのである、それから日傭夫賃銀の最高額をきめて、勞銀の昂騰を防止したりしたのである、而して寛文五年三月二十七日に日傭座が設立された、即ち

布令シテ曰ク、今者府内箔屋町商安井長衛辻勘四郎ニ命ジテ日傭店ヲ團結セシム、因テ防火夫脊負夫肩擔夫其ノ他ノ日傭夫等、本年四月朔ヲ期シ日傭座ニ抵リ、鑑札請受シ而シテ夥長ノ指揮ニ聽從ス可ク、鑑札費等ハ毎月二十四文ヲ納致スルヲ要ス(中略)、凡ソ雇錢ハ日傭座ノ定額ニ從フ可ク、若シ印鑑ヲ帶持セズシテ、日傭夫ノ生業ヲ爲ス者有レバ必ズ罰責ニ處セン。(日本經濟叢書徳川理財會要)

之に依れば當時日傭座の監理する處の労働者は、防火夫、木挺夫、運搬夫、推車夫、背負夫、肩擔夫、米舂夫等あらゆる街上屋外に働く日傭労働者を網羅し、座の其の特許權を有する夥長なるものは、二人より四人等と次第に増加して來たのである。

防火夫、火消夫などは、かくの如く日傭座をとほして、町内の火消頭に供給され、非常の際消防の任に當つたのであるが、明暦大火以後消火の設備も次第に完備して、

- 一、定火消 江戸市街の防火 四千石以上の旗本
- 二、大名火消 城内及市中要所 諸大名
- 三、町火消 市中の防火 いろは四十八組、本所深川十六組

と別れ、夫々常備の防火夫となつたが、非常大火の際には臨時日傭の者もあつたらしく、又町火消の火消人足數は文化四年調の町鑑によれば、

- 一番組(五組) 二六〇六
- 二番組(七組) 一、一一一

三番組(七組)	七〇七
五番組(九組)	一、三四七
六番組(六組)	九八九
八番組(四組)	九九八
九番組(四組)	九九六
十番組(六組)	九三一
本所深川南組(五組)	四七〇
同中組(六組)	三五〇
同北組(五組)	四五九
計	一〇、四七四人

即ち優に一萬人以上を算したが、此等は多く高職大工など建築に關する屋上作業をやる者を、一種の名譽職として任命したものであつて、大體に於て其當時の屋外労働者の數や配置状態を知るべきである、而して各組の組頭と火消夫との間は全く親分乾分の關係を保ち、常時に於ては建築土木、其他町内に於ける勞力を提供したり、火消夫としての名譽職の位置から町内の口利きまでなし、所謂火消高の名は一面、任侠者の名と考へらるゝまでに至つた、然し又其の位置と權力とを亂用して暴慢な行爲に出る者も少くなかつた、享保二年三月には防火夫の提督を令示して、

防火夫ノ輩近年殊ニ放縱ニ涉リ、各所ニ於テ暴横ノ舉動ヲ爲シ、若クハ錢索ヲ強賣スル者少ナカラズ、非違ナリト云フベシ云々(日本經濟叢書徳川理財會要による)

と云ふが如き語が残つて居るより見れば、所謂、遊び人、仕事師など無頼の博徒も出たものと見らるゝ。衛生掃除の労働に關しては組織的なものはなかつた様子で、只町内の掃除其他の場合には、町内五人組の制度によつたものであらう、只天災地變の場合其跡始末の掃除其他には、臨時労働者を使用したのである。即ち明暦三年の大火には、焼死の厄に遇ふ者約十萬と號せられて居るが、其屍を片付けるに當つて、

明暦三年正月廿三日、町奉行與力同心に下知して、焼死之死骸を聚め其數を記す、穢多之棟梁團左工門に申付る、依之其手代車等七等下知して數百人の人手を出し、所々の死骸を集る處、五三日の間六萬三千四百三十餘也、則是を船に積、江戸牛島(註今の回向院)といふ處に送り其地に大成穴を掘、屍を隠し埋めたり云々(東京市史稿變災編に依る)

とあるが如きである。

かくして日傭座の夥長や、町火消の親方、其他が次第に其數を増して今日の所謂日傭人夫請負業者となり、明治時代に入つたものと見るべく、今日の有馬組などは其代表的のもので、更に土木請負業を兼ねた人夫請負業者として、今日の深川區富川町に於ける大虎(酒井組)の如きは、例の新門辰五郎の一分派であり、小松川組は有名な上州の國定身内の正統であり、全國土木界に勢力ある、三谷組、安場組等は、土工仲間での太部屋であつて、可成歴史の古いものである、日清、日露役等に要した陸軍軍夫、西伯利亞、サガレン方面に

於ける軍夫の供給等は、勞力需給事業の大なるもので、交通機關の設備、開拓事業、水力電氣事業等が、維新以後今日に至る迄に發展したるに就ては、東京市其他の大都市を中心として、勞力需給事業による自由勞働者の勞力の供給が、非常に貢獻をなして居るのである。

第三章 各方面に於ける自由勞働者

今回の調査に於ける自由勞働者は、前述の如く、東京市を中心としての都市の自由勞働者に限つたのであるが、我國に於ける自由勞働者は之に止まらず、随分多方面に跨つて存在活動をなして居るのである、其の種類を擧げ來らば殆ど無際限とも謂ふべきであらうが、雇傭關係が常に變動したり、屋外に於て手足勞働をしたりする、自由日傭勞働者を暫く大別して、各地方に於ける各種の建築土木勞働者、農業日傭勞働者、養蠶日傭勞働者、都市に於ける自由勞働者となし、以下順を追ふて若干の事例に依り概説するに止めやうと思ふ。

一、各地方に於ける各種建築土木勞働者

我國に於ては都市となく農村となく、將又平原地や山間地やの別もなく、各種の建築土木工事のある處には、その規模の大小如何に拘らずして、自由勞働者の之に従事せざるはない有様である、今其の勞働種別を擧げて見ると、

- A 一般建築土木工事(建築を主とするもの)
- B 鐵道省所管の鐵道線路工事
- C 各官廳及地方自治體の河川護岸橋梁工事

D 同前道路工事、砂防工事其他

E 山間地に於ける水力電気工事

等であつて、此等の工事現場に於て働く労働者は、技術の上に於ては熟練労働者と不熟練労働者に分たれ、其雇傭關係は、各種の技能を有する職工、工夫、職人等即熟練労働者は、多くは定傭關係となつて居るが、請負工事の場合には事業主と請負業者とが、夫々に定傭労働者を使傭して居る、稀に現場附近の在住者にして臨時的に傭はる職人もあるのである。

不熟練労働者となると、直營工事にしても請負工事にしても、一部は直營事業主又は請負業者の部屋人夫となつて、所謂規則の雇傭關係となり、他の一部は土地の人夫請負業者或は工事請負業者の下請人によつて團體的に勞力供給をなされる、更に他の一部は個人的に事業主や工事請負業者との間に、直接に定傭、臨時又は日傭としての雇傭關係を結ぶのである。

而て此等の熟練労働者は多くは官公省の定傭労働者や請負業者の乾分職人であつて、主として大都市から其工事期間中工事現場へ入り来る者であり、不熟練労働者は其土地の農業労働者と、都會に於て募集した人夫、習慣的に漂流して歩く労働者、朝鮮人や琉球人の労働者等なのである。

労働條件に於ては、一廉の技能を有する、職工、工夫、職人等や土地の労働者(不熟練労働者でも)は、夫相當な状態にあるのであるが、山間僻地に於ける鐵道工事、水電工事等の部屋人夫は非常な虐待を受ける、即ち前者に於ては大都市と地方とにて多少の差はあるが、勞務時間の如きは殆んど變りなく、むしろ地方の

方が悠長に働く餘裕があり、賃銀の如きは地方に於ては一體に低下するけれども、土地の諸物價の低廉なるによつて相殺されるのであるが、部屋人夫などになると勞務時間も無茶に長く、作業中は殆ど酷使状態で、賃銀其他は例の飯場制度を以て、非常に苦められるのである、然し此方面の問題は何れ本局監獄部屋問題調査報告に於て詳説する、が故に、茲に於ては之で止める事としたい。

二、農業日傭労働者

從來我國農村に於ける農業労働は、主として小作農制度を以て經營され、又ある一部分に於ては所謂作男を以て之に充て、居たのであるが、農繁期に當つて勞力の特に不足を生ずる地方に於ては、季節による勞力需給關係が小規模に於て成立し、漂泊的な日傭労働者が生じた所もあつたのであるが、東京附近にて調査員の知れる範圍に於ては、埼玉縣の二合半領地方の農民が附近の農村へ出掛けるのや、静岡縣御殿場附近の御厨村を中心とする數個村落の労働者が、農繁期に於て山梨縣郡内地方の農業労働に従事するのや、長野縣群馬縣等の養蠶業製糸業の盛な地方に於ては、各地の労働者が入つて來て農業日傭労働に従事するもの、など其の好例であるが、此の種の季節的漂泊労働者は到處に存在するものと見るべく、高知縣などに於ては「鎌棒」なる此種の労働者がある。

然るに近來小作問題の勃興すると共に、農村に於ける小作農労働の勞力不足が俄然として生じて來た爲に農業日傭労働の労働需要が増大し、更に日傭賃銀の昂騰すると共に、一層小作農労働者の減少を來さしめ、